様式第8号（第4条第2項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

法定外公共物土木工事変更許可(決定・却下)通知書

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　年　　　月　　　日付で申請のあった法定外公共物の土木工事の許可に係る変更について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 |  |
| 場所 | 　粕屋町 | 対象物件 | 　認定外道路・水路　 |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 許可条件 |  |
| 却下の場合の理由 |  |

備考　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町長を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。